

地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に向けた
条例の制定に関する検討報告書

令和5年7月28日

長野県環境審議会

地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に関する専門委員会

目次

はじめに	3 ページ
地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に関する専門委員会委員名簿	4 ページ
検討経過	5 ページ
・地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に関する専門委員会の開催	
・市町村への説明・市町村からの意見聴取	
・パブリックコメント・説明会の実施	
第1 現状認識について	8 ページ
1 関係条例等における主な定め・対応	
2 県内における太陽光発電に関する現状	
3 県内等における地上設置型の太陽光発電に関するトラブルの現状	
第2 条例制定に向けた立法事実について	10 ページ
第3 地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（仮称）の制定について	11 ページ
1 基本方針	
2 環境・景観配慮のプロセス	
3 情報公開と合意形成のプロセス	
4 災害リスク等の高い場所でのプロセス	
5 災害リスク等の低い場所でのプロセス	
6 太陽光発電施設の着工から運転終了までのプロセス	
7 実効性の確保	
第4 専門委員会における主な意見	17 ページ
1 第1回専門委員会	
2 第2回専門委員会	
3 第3回専門委員会	
4 第4回専門委員会	
第5 附帯意見	20 ページ

はじめに

2012年（平成24年）のF I T制度（固定価格買取制度）の導入以降、本県でも地上設置型の太陽光発電施設の導入が急速に広まったものの、地域住民への説明不足によるトラブルをはじめ、災害の誘発や生活環境、景観等への影響、施設設置後の維持管理や設備の廃棄等の不安など、住民の事業実施に対する懸念はなお少なくないのが現状です。

一方、脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーの生産拡大が必要であり、とりわけ本県で高いポテンシャルを有する太陽光の利活用を増やしていくことが急務となっています。

また、脱炭素に向けた世界的な潮流の中で、サプライチェーンからの要請もあって、再生可能エネルギーへの需要が更に高まりつつあります。今後、法律や条例の遵守など事業規律を前提としたF I T制度によらない自家消費型の太陽光発電（オフサイトP P Aなど）の増加も想定されるところです。

そこで、県では、地域と調和した太陽光発電事業の推進に向けて条例を制定することとし、専門的に調査及び検討を行うため、長野県環境審議会に「地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に関する専門委員会」を設置しました。

本委員会では条例に盛り込むべき制度や内容、太陽光発電事業を促進するための方策等について検討を重ね、今般、専門委員会の意見として検討報告書を取りまとめましたので報告します。

なお、本報告書の内容については、制度の全体像を示すため、条例以外に施行規則や指針などに規定すべき事項についても、広く言及していることを申し添えます。

◆地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に関する専門委員会委員名簿

(五十音順・敬称略)

上原 三知	信州大学 社会基盤研究所地域デザイン部門／農学部併任 准教授
小松 信子	東御市 市民生活部長
鈴木 啓助	信州大学 名誉教授・特任教授
◎田中 信一郎	千葉商科大学 基盤教育機構 准教授
○茅野 恒秀	信州大学 学術研究院 人文科学系 准教授
名取 俊典	富士見町 総務課 専任課長
平松 晋也	信州大学 農学部 教授
水上 貴央	Socio Forward株式会社 代表取締役 弁護士

(注) ◎：委員長 ○：職務代理者

◆検討経過

地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に関する専門委員会の開催

回次	開催日	主な議事
第1回	R5. 3. 30	・ 条例素案（たたき台）について
第2回	R5. 5. 23	・ 太陽光発電事業の現状と今後の動向等に関する公聴会 ・ 第1回専門委員会における意見等と対応の方向性について ・ 市町村からの意見等と対応の方向性について
第3回	R5. 6. 20	・ 第2回専門委員会における意見等と対応の方向性について ・ これまでの検討を踏まえた認識（委員長意見）について
第4回	R5. 7. 21	・ 第3回専門委員会における意見等と対応の方向性について ・ 条例素案に係るパブリックコメントの実施結果について ・ 促進区域内事業などの地域と調和した事業の促進の在り方について ・ これまでの議論を踏まえた専門委員会としての報告書案について

※第2回からはYouTubeによるライブ配信を実施

◆市町村への説明

開催日	会議名等	内 容
R5. 2. 2	長野県市長会定例会	再生可能エネルギー事業の適正化に向けた条例制定の検討について
R5. 2. 15	長野県町村会定期総会	同上
R5. 4. 13	市町村向け説明会 (オンライン)	地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に向けた条例の制定に係る説明会 「第1回専門委員会における説明内容及び委員からの意見について」
R5. 4. 20	長野県市長会総会	ゼロカーボン実現に向けた取組の加速について
R5. 4. 25	長野県町村会政務調査会合同部会	同上
R5. 5. 25	第25回「県と市町村との協議の場」	地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に関する条例の検討状況について
R5. 7. 3～7	県下4カ所のほかオンライン	「地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例(仮称)」素案について

(市町村からの意見聴取)

時期	内 容
R5. 4. 17～26	太陽光発電設備設置に係る市町村取組状況及び地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に向けた条例制定に関する意見等聴取について
R5. 6. 28～7. 12	「地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例(仮称)」素案に対するご意見について(パブリックコメント)

◆パブリックコメントの実施

意見募集期間	募集事項	募集結果
R5. 6. 28～7. 12	「地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（仮称）」素案に対するご意見について	92件 (24名)

(パブリックコメント実施に伴う説明会の開催)

日時	開催場所
R5. 7. 3 10:00～11:30	松本会場 (長野県松本合同庁舎)
R5. 7. 3 15:00～16:30	佐久会場 (長野県佐久合同庁舎)
R5. 7. 4 13:30～15:00	上伊那会場 (長野県伊那合同庁舎)
R5. 7. 7 13:30～15:00	長野会場 (長野県長野合同庁舎)
R5. 7. 4 19:00～20:30	オンライン開催

第1 現状認識について

1 関係条例等における主な定め・対応

- (1) 長野県環境基本条例（平成8年条例第13号）は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目指し、豊かな環境が将来にわたって維持されるよう環境の保全が適切に行われなければならないことを定めている。
- (2) 長野県脱炭素社会づくり条例（令和2年条例第39号）は、令和32年度（2050年度）までの脱炭素社会の実現を定めている。
- (3) 長野県地球温暖化対策条例（平成18年条例第19号）は、新築建物への再生可能エネルギー設備の導入検討の義務、再生可能エネルギー設備の導入及び再生可能エネルギー電気等の使用等の努力義務といった再生可能エネルギーの普及を促進する制度・施策を定めている。
- (4) 長野県環境影響評価条例（平成10年条例第12号）は、一定規模（敷地の面積が50ha／森林の区域等における敷地の面積が20ha）以上の太陽光発電施設の設置に際して、環境影響評価手続の実施を定めている。
- (5) 長野県景観条例（平成4年条例第22号）は、景観計画の区域における一定規模以上の太陽光発電施設の設置に際して、事前の届出を求めている。
- (6) 森林開発で必要となる林地開発許可の手続（長野県林地開発事務取扱要領）について、調整会議（合意形成の場合）の対象事業と参加者等を拡大した。
- (7) 流域開発に伴う防災調節池等技術基準は、10ha以上の開発行為の対象降雨確率を「30年に一度」から「50年に一度」に引き上げた。

2 県内における太陽光発電に関する現状

- (1) 長野県内における固定価格買取制度に伴う太陽光発電の導入は、平成25年度（2013年度）から始まり（1,668件）、平成26年度（2014年度）をピーク（2,375件）として、それ以降は毎年にかけて減少している。直近3年間を見ると、令和2年度（2020年度）588件、令和3年度（2021年度）446件、令和4年度（2022年度）216件となっている。（※出力20kW以上のもの）
- (2) 固定価格買取制度については、実質的な規制強化となるこれまでの制度改正によって、設置件数の減少に至っている。一方、投資的開発案件の存在、権利の転売による事業主体の変更、部材等の価格低減を待つ未稼働案件等の課題が残されているため、環境等に大きな負荷をかける事業が今後も行われる可能性がある。
- (3) 今後は、固定価格買取制度を用いず、直接的な取引（電力購入契約に基づく事業／PPA事業等）が拡大することが想定されている。その場合、再エネ特措法の固定価格買取制度に基づく情報公開や地域との調整の仕組み（条例違反事業に対する認定の取り消し等）が期待できないこととなる。

- (4) 令和4年度(2022年度)の改正地球温暖化対策推進法の施行により、市町村が地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)を設定することで、太陽光発電施設を望ましい場所に誘導することができるようになった。
- (5) 長野県は、地球温暖化対策条例に基づく再生可能エネルギー設備の設置検討義務、信州屋根ソーラーポテンシャルマップ、地域事業者と連携した太陽光発電設備設置への補助、太陽光発電設備の共同購入、地域主導型事業への補助等、全国的に見ても先導的に、地域と調和した太陽光発電施設の設置を促進している。

3 県内等における地上設置型の太陽光発電施設に関するトラブルの現状

- (1) 長野県での地上設置型の太陽光発電施設の設置をめぐるトラブル(事業者と住民等との紛争)は、全国の中でも多いと考えられる(公聴会・丸山康司参考人資料)。
- (2) 長野県市長会は、近隣住民等への事前説明や合意形成がなく、景観悪化や災害対策などから住民が反対する事例が存在するとして、条例等の整備を長野県知事に要望している(令和4年(2022年)9月15日ほか)。
長野県市議会議長会も、長野県議会に同様の要望を行っている(同年8月10日)。
- (3) 傾斜度と災害の発生関係を見ると、斜度30度以上から急速に崩落・滑落率が上昇している(第2回専門委員会資料)。
- (4) 長野県の77市町村のうち、太陽光発電施設に関する何らかの検討等を行っているのは71、うち関係する条例を有しているのは61、うち設置を規制する条例を有しているのは28である(令和4年(2022年)4月現在)。
- (5) 47都道府県のうち、地上設置型の太陽光発電施設の設置を規制する条例を有しているのは、宮城県、山形県、山梨県、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県の7県である(令和5年(2023年)6月現在)。
- (6) 地上設置型の太陽光発電施設に限らず、全般的な土地利用規制の不十分さが、結果として地上設置型の太陽光発電施設の不適切な設置を可能とし、トラブルの根源になっている(公聴会・山下英俊参考人資料)。

第2 条例制定に向けた立法事実について

長野県が地域と調和した地上設置型の太陽光発電事業を推進するための条例を制定しようとすることは妥当であり、主たる立法事実は次のとおりである。

- (1) 長野県内における地上設置型の太陽光発電施設をめぐるトラブルの多さ
- (2) 事業動向の変化に伴うトラブル増加の懸念
- (3) 一定斜度以上の傾斜地における土砂災害の危険性
- (4) 土地利用規制の全般的な不十分さ
- (5) 規制のある他県から長野県への潜在的なトラブル案件の流入のおそれ
- (6) 持続可能な社会づくりに向けた長野県・市町村の条例・政策体系における空隙の存在
- (7) 持続可能な社会づくりを定める環境基本条例、脱炭素社会づくり、地球温暖化対策の各条例の要請
- (8) 市長会・市議会議長会からの要望

第3 地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（仮称）の制定について

1 基本方針

「地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（仮称）」は、次の基本方針を満たすことが望ましいと考えられる。

- (1) 「長野県環境基本条例」、「長野県脱炭素社会づくり条例」及び「長野県地球温暖化対策条例」の理念及び目的を受けて、地上設置型の太陽光発電施設と地域の調和を促進し、もって持続可能な社会・脱炭素社会づくりに寄与すること。
- (2) 「地域と調和した」とは、「防災面や環境・景観面などの住民懸念の払拭や地域社会の持続的な発展に配慮するとともに、情報の公開及び参加の機会を確保することにより、地域と信頼関係を構築すること」と考えられること。
- (3) 地上設置型の太陽光発電施設の設置事業による地域環境の保全及び県民の安全の確保に寄与すること。
- (4) 地上設置型の太陽光発電施設の設置等に関する事業者及び県の責務を明らかにすること。
- (5) 地上設置型の太陽光発電施設のほぼ全て（10kW以上）を対象とするとともに、小規模施設等に分割した条例逃れを認めないようにすること。
- (6) 特に環境配慮が必要な区域を指定し、環境影響が懸念される一定規模（50kW）以上の事業について、環境配慮の手続を定めること。
- (7) 全ての区域において、事業による環境と景観への配慮を促進すること。
- (8) 事業の情報公開を促進するとともに、事業者と住民等との合意形成を促進する仕組みを講じること。
- (9) 災害リスク等の高い場所を指定し、特別な対策を求めるとともに、その手続を定めること。
- (10) 地上設置型の太陽光発電施設の設置工事の着手から完了（運転開始）までの間の工事、運転開始から運転終了までの間の維持管理、運転終了後の措置等について、適切な対応を求めるとともに、その手続を定めること。
特に、事業の施工や維持管理が委託されている場合などにおいても、事業の状況等を適切に把握できるようにすること。
- (11) 上記の実効性を確保するため、必要な権限・義務等を定めること。
- (12) 上記により、事業の適正性を図りつつ、地域と調和する太陽光発電事業の普及を図るため、県は必要な施策を総合的に推進すること。
特に促進区域における地域脱炭素化促進事業などで本条例に基づく地域と調和した事業に向けた住民合意プロセス等が担保されているものについては、事業促進の観点から条例上の手続について配慮すること。

2 環境・景観配慮のプロセス

- (1) 環境影響が懸念される一定規模（50kW）以上の地上設置型の太陽光発電施設を特に環境配慮が必要な区域に設置する場合において、事業者は、事業が環境に及ぼす影響を整理し、環境保全策を検討する。
- (2) 特に環境配慮が必要な区域（環境配慮区域）として、次の区域を指定することが妥当である。
 - ア 水道水源保全地区・水資源保全地域
 - イ 国立公園・国定公園・県立自然公園
 - ウ 自然環境保全地域
 - エ 鳥獣保護区
 - オ 希少野生動植物生息地等保護区
 - カ 郷土環境保全地域
 - キ 国有林
 - ク 地域森林計画対象森林
- (3) 環境影響評価法・環境影響評価条例の対象事業については、環境影響評価手続（アセス手続）の実施をもって、環境保全策の検討を行ったとみなす。
- (4) 全ての区域において、事業による環境と景観への配慮を促進する。

3 情報公開と合意形成のプロセス

- (1) 事業者は、条例で対象とする全ての地上設置型の太陽光発電施設について、許可申請又は届出を行う一定期日の前に、事業計画の基本的な事項（骨格）である「事業基本計画」を県に提出しなければならない。
- (2) 「事業基本計画」には、少なくとも次の事項を含める。
 - ア 事業計画の概要（事業者名、連絡先、事業場所、事業規模等）
 - イ 環境に配慮するための事項
 - ウ 景観に配慮するための事項
 - エ 災害対策に関する事項
 - オ 維持管理に関する事項
 - カ 地域社会に資する事項
- (3) 事業者は、周辺住民への適切な開催周知を行った上で、計画予定地の近くで説明会を開催しなければならない。また、説明会終了後にその記録を県に提出しなければならない。
- (4) 事業者は、住民から説明会で出された質問・意見（もしくは説明会開催から一定期間経過後に出された質問・意見）に対し、誠実に対応しなければならない（合理的な理由を付して文書等で応答しなければならない）。
- (5) 県は、「事業基本計画」及び「説明会の記録」の提出を受けたときは、速やかに公表する。事業者は、それぞれの「写し」を事業を予定している市町村に提出しなければならない。

4 災害リスク等の高い場所でのプロセス

- (1) 災害リスク等の高い場所を「特定区域」と定め、条例の対象となる地上設置型の太陽光発電施設について、県の許可を受けずに設置することを禁止する。
- (2) 「特定区域」として、次を指定することが妥当である。
 - ア 地域森林計画対象森林
 - イ 地すべり防止区域
 - ウ 急傾斜地崩壊危険区域
 - エ 土砂災害特別警戒区域
 - オ 砂防指定地
- (3) 事業者は、「事業基本計画」の提出から一定期日が過ぎ、事業への住民の理解が得られたと判断した場合、許可を申請できる。
- (4) 許可の申請には、事業の詳細に関する計画に加え、説明会の記録、維持管理計画等、県が指定する書類等を添付する。県は、申請の「写し」を市町村に送付する。
- (5) 県は、市町村の意見を聴く。
- (6) 県は、申請があったとき及び申請を許可したときは、その旨を公表する。
- (7) 事業者は、申請書の記載事項を変更した場合(氏名又は名称の変更などの軽微な変更を除く。)は、変更の許可を受けなければならない。
- (8) 県は、事業が次の要件に適合している場合に限り、申請を許可する。
 - ア 地域森林計画対象森林に設置する場合
 - (ア) 土砂災害等を発生させるおそれがないこと
 - (イ) 水害を発生させるおそれがないこと
 - (ウ) 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと
 - (エ) 環境を著しく悪化させるおそれがないこと。
 - イ 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域又は砂防指定地に設置する場合
土砂災害等を発生させるおそれがないこと。
 - ウ 土砂災害特別警戒区域に設置する場合
 - (ア) 土砂災害等によって太陽光発電施設に損壊が生じるおそれがないこと
 - (イ) 土砂災害等によって太陽光発電施設に損壊が生じた場合でも、人の生命、身体、建物等に被害が生じるおそれ又は交通を遮断したりするおそれがないこと。
 - エ 斜度30度以上の箇所(高さ5m以上であること。)又は斜度30度未満であっても災害の発生を助長するおそれがある箇所に設置する場合
地域森林計画対象森林や急傾斜地崩壊危険区域での許可基準に準じて、

安全基準に適合していること

オ 事業者が、太陽光発電施設の設置に関し不正な行為をするおそれがないこと。

(9) 県は、災害防止のために必要な限度で、許可に条件を付することができる。

5 災害リスク等の低い場所でのプロセス

(1) 「特定区域」以外の場所においては、事業者は、「事業基本計画」の提出から一定期日が過ぎ、事業への住民の理解が得られたと判断した場合、県に事業の計画の詳細を届け出ることができる。

(2) 事業者は、届出をしてから一定期日を経過した後でなければ、工事を行ってはならない。

(3) 県は、災害防止のために必要があると認める場合、事業者に必要な措置を執るように命ずることができる。

(4) 県は、市町村の意見を聴くことができる。

(5) 県は、届出があったとき及び災害防止等に必要な命令を行ったときは、その旨を公表する。事業者は、届出の「写し」を市町村に送付する。

6 太陽光発電施設の着工から運転終了までのプロセス

(1) 事業者は、太陽光発電施設の設置工事に着手するとき及び工事を完了する（運転を開始する）ときは、その旨を県に届け出なければならない。

(2) 事業者は、維持管理計画の実施と運転状況について、県に定期的な報告をする。

(3) 事業者は、事業者等の変更をはじめ、事業内容（維持管理計画を含む。）に変更があったときは、その旨を届け出るなど所要の手续をとらなければならない。

(4) 事業者は、事業を廃止しようとするときは、廃止後の措置を含めて、その旨を県に届け出なければならない。

(5) 県は、上記の届出・報告があったときは、その旨を速やかに公表する。事業者は、上記の届出・報告の「写し」を市町村に送付する。

(6) 事業者は、太陽光発電施設の設置工事の開始から運転の終了までの間、事業者名、連絡先等を記載した標識（看板）を事業区域の公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

7 実効性の確保

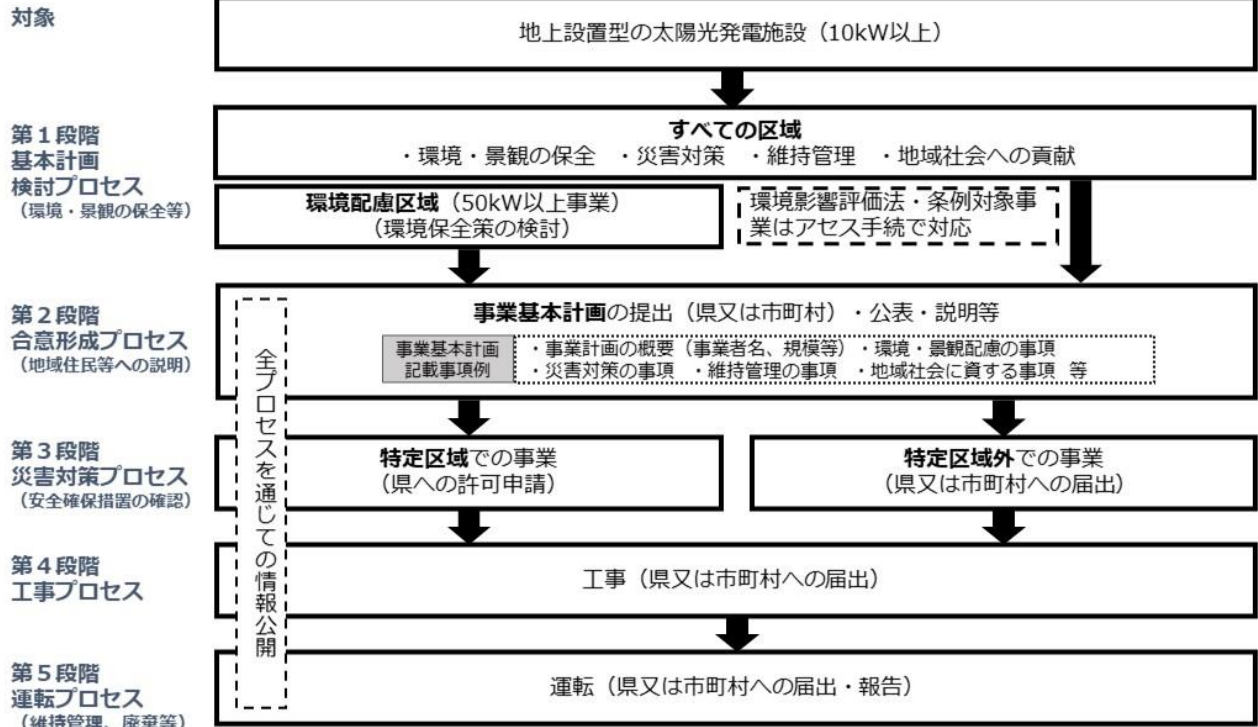
(1) 県は、事業者に対して、必要な指導・助言をすることができる。

(2) 県は、事業者に対して、必要な報告・資料の提出を求めることができる。

(3) 県は、必要に応じて、事業所・施設等に立ち入り、太陽光発電施設・関係資料等を検査し、関係者に質問することができる。

- (4) 県は、条例に反する場合又は合理的な理由なく県の求めに応じない場合は、期限を定めて、事業者に対して適切な措置を講ずるよう勧告することができる。
- (5) 県は、正当な理由なく勧告に従わない場合は、適切な措置を講ずるよう命令することができる。
- (6) 県は、許可の取消しや上記の勧告・命令をしたとき、事業の関係者（例：需要家等）にその旨を通知できる。
- (7) 県は、許可の取消しや上記の命令をしたとき、事業者の名称等を公表することができる。
- (8) 次に該当する者は、5万円以下の過料に処する。
 - ア 許可等を受けずに事業を行った者
 - イ 偽り・不正な手段で許可等を受けた者
 - ウ 届出をせず、又は虚偽の届出によって事業を行った者
 - エ 正当な理由なく、報告等を行わず、又は虚偽の報告等を行った者
 - オ 立入検査の拒否等を行った者
- (9) 県は、市町村・行政機関に対して、協力を求めることができる。
- (10) 県は、許可、指導・助言、勧告・命令、届出事項の確認等に当たっては、あらかじめ専門家等の意見を聴くことができる。
- (11) 事業者は、県・市町村から事業に関する意見を文書等で受け取ったとき、誠実に対応しなければならない（合理的な理由を付して文書等で応答しなければならない）。
- (12) 県は、市町村の条例によって、この条例の目的の全部又は一部を達成すると認めるときは、当該市町村の区域において、この条例の全部又は一部の規定を適用しないことができる。

条例全体のフロー



第4 専門委員会における主な意見

1 第1回専門委員会

- (1) 今後、どのような形態の発電事業が増えていくのかをイメージした上で、何を条例の対象としていくのか明確にしていくべき。
- (2) 課題案件は事業規模の大小を問わない傾向。許可制は事業の禁止が前提。一般的な経済活動までを許可制とすることは行政法上問題となるのではないか。
- (3) 全ての住民の合意を前提とすることは非現実的であるため、何をもって「地域住民」や「合意」とするのか、議論を深めていくことが必要。
- (4) リスクが伴う事業については抑制していくべきであり、中でも山林開発型事業に対する県民の懸念は高く、一定の制限が必要ではないか。
- (5) 許可基準である欠格要件については他の規制も踏まえながら（比例原則）、その加減について議論すべき。
- (6) 事業開始後の維持管理や事業終了後の適正確保など、市町村との役割分担を考慮すべき。
- (7) 市町村が地域の特性に応じて上乘せ・横出しできる仕組みが望ましいため、県条例は強い規制とはせず、全県共通のベースとすべき。

2 第2回専門委員会

- (1) 合意形成について、何をもって合意とするのか、説明会で最低限の説明をすべき事項は何かなどを明確にすべき。
- (2) 許可の基準や客観性をどのようにすべきか。
- (3) 促進区域での事業及び地域と調和・裨益する事業を促進するという視点が重要ではないか。
- (4) 情報の透明性が重要であり、そのためにはデータベース等が必要になるのではないか。
- (5) 市町村が事業者に対して意見を述べられるようにすべきでないか。
- (6) 多様なステークホルダーに理解されるには、事業の便益を高めることが必要。問題の複雑さを共有し、地域の課題として答えを模索すべき。丁寧な事後対応も重要。
- (7) 促進区域を適用除外するには、その設定段階で住民との合意形成が徹底されていなければならない。合意形成については、対話型の仕組みとすることが必要。
- (8) 小規模オフサイトコーポレートP P A（50kW未満）のニーズが高まる。ポジティブゾーニングの推進は適切であり、優良な事業者の参入を妨げるべきでない。

- (9) 自治体、地域住民、地域の事業者を含む地域のステークホルダーが主体的に関わる再エネ事業を推進するという観点を加えて頂きたい。
- (10) 地域の脱炭素化・再生可能エネルギー事業に関して、土地利用の社会化、利益分配の社会化、費用負担の社会化が重要。再生可能エネルギー導入目標を踏まえ、促進区域を設定することが望ましい。

3 第3回専門委員会

- (1) 県としての姿勢を示すためにも、既存施設の事業者についても、計画、作成、公表、維持管理、廃棄等の義務を条例によって課すことが必要ではないか。
- (2) 既存施設の取扱いについては、一部の自治体で対応してもモラルハザードが起るため、法律で網をかけるよう国に要望していくべきではないか。
- (3) 何をもって「地域住民」とするのか定義なり考え方を示しておくことが必要ではないか。
- (4) 景観については人によっても時代によっても変わることから、条例運用にあたっては県民と議論を深めていくことが必要。また、ウェブ上のシステムを活用し、一定の定量的・視覚的な評価を行うことも手法の一つではないか。
- (5) 事業基本計画については、住民との議論を受けて、計画を変更しやすい段階で骨格を示すことに意味がある。

4 第4回専門委員会

- (1) 事業の実質的な主体が施工業者である事例もあり、事業者の定義についてガイドライン等で明らかにしていくべきではないか。
- (2) 条例の周知・運用に当たっては、ガイドライン等において、事業の入口から出口まで、体系的に事業や手続の流れを説明できるようにして欲しい。手続と情報公開のワンストップで行う体制が必要ではないか。
- (3) ウェブ上のシステムやデータベースを活用して事業情報を共有することができれば、市町村だけでなく事業者も適正な事業の推進に活用できるほか、事務負担の軽減に繋がるのではないか。(Q&A、フローチャートといった形で、立地条件に応じた事業方法、問題事例など)
- (4) 事業基本計画の意見聴取に当たっては、高齢者などに配慮し、インターネット以外にも郵便による方法なども考慮すべき。
- (5) 既存施設についても運転開始後の維持管理に関する手続を求めていくことが必要ではないか。

なお、遡及適用に当たっては、特定区域と特定区域外での取扱いの違いにも十分考慮するとともに、条例施行前には特定区域に相当する区域であ

- った場所での事業の取扱いにもよく検討することが必要ではないか。また、既存事業者に対して情報提供を求めることができるよう根拠規定を設けてはどうか。
- (6) 太陽光パネルの廃棄については、国の制度としてリサイクルシステムが必要ではないか。
 - (7) 維持管理に当たり、雨水の流出・排水等のメンテナンスに関しても明記していた方がよいのではないか。また、長期にわたり維持管理できる施工となっているかなどにも注意していくことが必要ではないか。
 - (8) 促進区域における地域脱炭素化促進事業に優遇措置を設けていくことは望ましいことではないか。また、促進区域設定に関する県の基準の在り方について市町村などの声も踏まえつつ弾力的に見直していくことが必要ではないか。
 - (9) 地域と調和した事業が何かについては、条例上、事業者に対して地域に資する事業の在り方の検討を求めていくので、マニュアル等でしっかりと考え方を示していくことが必要ではないか。また、飯田市の条例をはじめとした地域と調和した事業促進に向けての先行事例について市町村との勉強会を開催していくことも重要ではないか。
 - (10) 条例の施行に当たっては、市町村に様々な条例がある中で、市町村とよく調整を行って欲しい。また、技術職のいない小規模町村への支援も充実して欲しい。
 - (11) 太陽光発電施設がインフラストラクチャーとして県民・社会に認識されるよう、理解を求めていくことが重要ではないか。

第5 附帯意見

条例の実効性を高めるために施策等での対応が望ましいと考えられることは、次のとおりである。

1 解説、マニュアルその他条例の施行に当たって必要となるものの整備

県は、条例に関連して、指針、基準、解説、マニュアル等を整備すること。特に、事業基本計画書・申請書・届出書等のフォーマット、環境配慮区域における環境保全策の検討手順、景観の配慮措置、説明会の開催手順、説明の記録方法について、明確にすること。

2 申請書等の提出、公表のデジタル化及びデータベース化

県は、申請等の提出及び公表に際して、可能な限りデジタル化すると共に、データベース化することなどによって、一元的かつ分かりやすい情報提供に努めること。データベースに際しては、プロセス、運転状況、苦情・対応等についても、情報提供すること。

3 支援システムの整備

県は、環境配慮区域や特定区域、促進区域、自然環境、その他の情報等を地図等で明確にし、事業者が事業の最初期において必要な手続を理解できるよう、支援システムの整備に努めること。

4 市町村支援

県は、本条例の円滑な運用のため、1に加え、相談窓口の充実等、市町村の技術的支援に努めること。

また、県は、地球温暖化対策法の促進区域について、地域社会に好ましい事業を促進するために、協定や援助等の必要な措置を講じること。促進区域の適切な設定のため、市町村の支援に努めること。

5 営農型太陽光発電施設について必要な措置を講じること

県は、営農型太陽光発電施設について、地域と調和せず、地域に裨益しない施設が設置されないよう、そして設置される場合には、地域と調和し、地域に裨益する施設となるよう、長野県独自のガイドラインの整備等、必要な措置を講じること。

6 条例との整合性の検討

同様の影響をもたらす開発行為等に関する他の規制をレビューし、本条例との整合性を図ること。